

# 令和3年厚木市農業委員会9月定例総会議事録

日 時 令和3年9月27日 月曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 欠 員 2番 松 野 勝

3番 欠 員 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 暁 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹  
農地管理係副主幹 農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 17 件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告 16 件)
- 3 相続税納税猶予に関する適格者証明について (報告 4 件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 4 件)
- 5 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について (3 件)
- 6 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について (8 件)
- 7 議案第42号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について (1 件)
- 8 議案第43号 新規就農者の認定について (1 件)
- 9 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について (8 件)

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。  
これより、令和3年厚木市農業委員会9月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、2番の松野勝委員、4番の新藤悦子委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、8月11日から9月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。  
法第4条につきましては、合計で6件、6筆、面積は1,649.00平方メートルでございます。  
法第5条につきましては、合計で5件、5筆、面積は441.00平方メートルでございます。  
法第4条及び第5条の総計は、11件、11筆、面積は2,090.00平方メートルでございます。  
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、8月11日から9月10日までに受け付け

したものでございます。それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は14人、農地の所有権を取得された相続人は18人、筆数は延べ81筆、面積は延べ37,614.69平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、戸田にお住まいのAさんです。

令和2年11月26日、父のBさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、戸田字富田8筆、地目は田及び畑、合計面積は4,064平方メートルです。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、8月13日付けで適格者証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます

証明願提出者は、下荻野にお住まいのCさんです。

令和3年5月5日、父のDさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、下荻野字子合1筆、地目は畑、面積は671平方メートルです。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、8月24日付けで適格者証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます

証明願提出者は、愛川町半原にお住まいのEさんです。

令和2年11月5日、父のFさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、三田字姥木2筆、地目は田、合計面積は2,000平方メートルです。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、8月24日付けで適格者証明を交付したものでございます。

最後に4番でございます

証明願提出者は、下川入にお住まいのGさんです。

令和3年6月14日、父のHさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、下川入字十二ノ域11筆、地目は全て田、合計面積は6,355平方メートルです。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、9月7日付けで適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのIさん、対象地は、飯山字界原1筆、登記地目は畑、面積は190平方メートルです。

当該土地は、昭和60年3月頃、隣接地に住宅を建築したことに伴い、その駐車場として使用されて以降、現在に至っているものです。

平成21年撮影の航空写真で雑種地化していること、また、平成24年度固定資産評価証明書で雑種地課税されていることを確認しております。

これらの経過を踏まえ、8月16日に山川委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条

第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと結論に至り、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、8月24日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に2番でございます。

証明願提出者は、戸田にお住まいのJさん、対象地は、戸田字廣町1筆、登記地目は田、面積は3.63平方メートルです。

当該土地は、平成6年に店舗敷地として貸してほしい旨の要請を受け貸し出された際、南側水路沿いの傾斜のある土地であったため分筆し、店舗敷地には含まれない狭小な土地として残置されてしまったものです。

これらの経過を踏まえ、9月1日、堀池会長立会いのもと現地調査を行った結果、農地に該当しないという結論に至ったことから9月7日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、上荻野字北久保1筆、地目は畑、面積は145平方メートルです。

渡人は上荻野にお住まいのKさん、受人は伊勢原市西富岡にお住まいのLさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人、妻及び母の計3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、中依知字櫻樹1筆、地目は畑、面積は432平方メートルです。

渡人は中依知にお住まいのMさんで、受人は同住所お住まいのNさんです。

本申請は、農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びハーベスター等。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、及川字小山1筆、地目は畑、面積は766平方メートルです。

渡人は横浜市旭区善部町にお住まいのOさんで、受人は及川のPさん外1人です。

本申請は、農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び妻の計2人です。

最後に4番でございます。

対象となる農地は、愛甲字扱免1筆、地目は田、面積は1,140平方メートルです。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいQさんで、受人は愛甲東3丁目にお住まいRさんです。

本申請は、農業経営安定のための贈与による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等。

労働力につきましては、本人及び母の計2人です。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請」について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、三田字下稻荷1筆、地目は畑、面積は583平方メートルの内398.02平方メートルです。

受人は大和市下鶴間にお住まいのSさん、渡人は三田にお住まいのTさん外1人です。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は第1種農地ですが、分家住宅は周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設に該当するため、例外的に転用が認められるものです。

受人は、約1ヘクタールを耕作している本家の農業を手伝うため、本家から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は宅地、西側及び北側は畑、南側は畑及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地し、分家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側及び西側の既存コンクリートブロック以外の場所にコンクリートブロック2段積若しくは地先境界ブロックを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水については合併浄化槽にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

2番でございます。

対象となる農地は、飯山字界原1筆、地目は畑、面積は253平方メートルです。

受人は及川にお住まいのUさん、渡人は横浜市港南区港南台3丁目にお住まいのVさんです。

本申請は、所有権移転による農業用倉庫建設のための転用許可申請です。

農地区分は第1種農地ですが、農業用倉庫は例外的に転用が認められています。

受人は、厚木秦野道路建設事業に伴い自宅及び農業用倉庫が収用されたため、新たな自宅に隣接する申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は畑、西側は畑及び宅地、南側は厚木秦野道路建設予定地、北側は道路及び宅地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、敷地内を転圧・整地し、農業用倉庫を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、周囲にアゼ波板を新設し、自宅との境界は既存ブロック及び既存土留コンクリートを利用、通路東側については既存土留コンクリートを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、建物用に雨水浸透柵を新設し、建物のない区域については、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましても、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。  
よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
日程6、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。  
よって、日程6、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。  
次に、日程7、議案第42号「農地法第18条第1項の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係副主幹>

ただいま議題となりました、議案第42号「農地法第18条第1項の規定による許可申請」について御説明申し上げます。

案件の御説明の前に、農地法第18条第1項の規定について御説明いたします。

農地法第18条第1項には、農地の賃借権の解約等の制限が定められております。

賃借権の解約とは、小作権、法第3条許可を得たもの、利用集積計画で決定されたもの等の賃借権の解除、解約等のことで、これらのことをしようとする当事者は、県知事の許可を受ける必要があるということです。

本申請は、昭和24年12月に設定された賃借権、今回は小作権になります。

農地所有者が合意による解約を賃借人に相談したものの、受け入れられなかったことから、令和3年7月30日付けで申請されたものです。

それでは、案件について御説明いたします。

申請者はWさん、小作権が設定されている農地は飯山字平山下2筆、地目は2筆とも田、合計面積は1,552平方メートルです。

本申請の相手方となる賃借人は、Xさんです。



水稻栽培を行い、賃借料として玄米60キログラム及び現金8,710円を毎年12月25日までに賃貸人に届け、領収証を受領しております。

解約の申し入れをする事由は「農地転用を行い、近隣事業者へ貸し出すことにより、介護費用の捻出と資産形成をするため」となっております。

なお、解約の申し入れをしようとする日は、令和3年10月31日、土地の引渡しを受けようとする時期は、令和4年3月31日となっております。

解約に伴い賃借人に支払う給付の種類は、代地補償です。

これは、現在貸し出している農地の代わりに別に水稻栽培する農地を提供することで、賃借人の耕作権を補償しようとするものです。

代替地は、下古沢字六反地1筆及び同字宮ヶ崎3筆、地目は全て田、合計面積は1,964.97平方メートルであり、無償で貸与するとしています。

続きまして、農地法第18条第2項における許可できる場合について御説明いたします。

都道府県知事は、法第18条第1項の許可をするかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、同条第2項各号に基づき判断するものとされています。

第1号の賃借人が信義に反した行為をした場合とは、特段の事情がないのに通常賃貸人と賃借人の関係を持続することが客観的にみて不能とされるような信義誠実の原則に反した行為をいうもので、例えば、賃借人の借賃の滞納、無断転用、田畑転換等の用法違反、無断転貸、不耕作、賃貸人に対する不法行為等の行為が想定されます。

第2号の農地等を転用することが相当な場合とは、例えば、具体的な転用計画があり、転用許可が見込まれ、かつ、賃借人の経営及び生計状況や離作条件等からみて賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか等の事情により判断するものとされています。

第6号のその他正当の事由がある場合とは、賃借人の離農等により賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められる場合とされています。

これらの判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに様々な状況を勘案し、総合的に判断する必要がありますが、法第2条の2の責務規定が設けられていることを踏まえれば、賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していない場合は、法第18条第2項第1号に該当しない場合であっても、同項第6号に該当することがあり得るということです。

第1号については、信義に反した行為はないことが、申請者及び賃借人からの聴取で確認できておりますので該当はありません。

なお、第3号、第4号及び第5号は非該当となりますので御説明は省略いたします。

第6号の内容は、農地について権利を有する者の責務について、農地法第2条の2による規定や、申請書に添付されておりました理由書、解除事由の主張、申請事由、賃借人事実確認の概要、農地法第18条第2項に規定する許可基準審議で参考となる賃貸人及び賃借人の主張については、先に資料を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。

ここで、賃借人からの事実確認をいただいた農地調整検討会の井上委員、松前委員、地区担当の山川委員から、御意見を申し上げます。

<井上委員>

長期間、対象となる農地を借りていることは確認しました。

また、自宅の目の前であることから、利便性も良く、代替地での栽培は行いたくないという意向を確認しております。

息子も手伝うようになり、息子の代でも借りたままにしたいと考えているようです。

長期間のため、返還する方がよいのかとも思いましたが、毎年賃借料として玄米及び現金を渡していることもあり、どのように判断したらよいか迷っています。

<松前委員>

賃貸人の主張及び賃借人の見解については、両者ともに一理ずつあると感じています。

賃貸人からの申請は、正当な理由があると思っております。

賃借人の聴聞会で、自宅の近くで続けたい意向があることを確認しました。

Wさんには補償案の代替地のほかにも農地があるのではないかと思います、席上にて双方で話をしてほしいと伝えました。

また、現在、提示されている代替地については、農機具が入れないとお話されていましたが、自宅から遠くにあるわけではないため、話し合っしてほしい旨を伝えました。

井上委員と同様に、判断しかねております。

できれば、もう少し代替地について、煮詰めて、両者で解決して頂けたら良いと思っております。

<山川委員>

聴聞会は、賃借人からお話を伺っただけなので、賃貸人からもお話を伺えたら判断材料が集まったのかなと思います。

<議長>

ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問はありませんか。

<早川会長職務代理者>

契約内容について教えてください。

<農地管理係副主幹>

賃借人が所有する契約書によりますと昭和24年から5年間の賃貸借契約となっており、以降法定更新され、現在に至っています。

<早川会長職務代理者>

法定更新について教えてください。

<農地管理係主事>

昭和24年12月1日から5年間の賃貸借契約が締結されており、期間満了の半年から1年前までに更新拒絶をしない場合、同一の契約内容で更新されることが規定されています。

<早川会長職務代理者>

次の契約期間満了はいつでしょうか。

<農地管理係副主幹>

令和6年の11月30日になります。

<早川会長職務代理者>

次回満了の半年から1年前までに、更新拒絶を行えばいいと思いますが、拒絶はできないのでしょうか。

その際、話がまとまらないと、法定更新されてしまうということでしょうか。

<農地管理係副主幹>

更新拒絶による解約は県知事の許可が必要になります。

<三橋委員>

合意解約ではなく、一方が更新しない意向を示せば解約になるのではないのでしょうか。

<農地管理係主事>

民法上は、半年から1年以内に更新しない旨の通知を相手方に送れば解約になると思いますが、農地法では更新の拒絶をする場合には、県知事の許可を得なければならないと定められております。

県知事の許可を得られる条件が、農地法第18条第2項に掲げる条件に合致する場合に限られ、先ほど農地管理係副主幹が申し上げたとおりです。

<井上委員>

両方で合意できていれば、解約申請には至らなかったということでしょうか。

<農地管理係副主幹>

そういうことです。

<議長>

事務局から補足することはありませんか。

<農地管理係副主幹>

第2号については、法人と進めている転用計画の具体案が提示されていないことから、転用の確実性はあるとは言えないと思われまます。

また、賃貸借契約が解約されることで、賃借人の生計に影響がないとは言い切れないことから、農地等を転用することが相当な場合とはいえないため、該当しないものと思われまます。

第6号については、第2号の判断と同様に、農地等を転用することが相当な場合とは言い切れないことから、該当しないものと思われまます。

<農地管理係主事>

法第18条第2項第2号について補足説明いたします。

ある法人から資材置場の拡張を理由に当該農地を借り受けたいとの相談が申請者にあったそうです。

農地区分は第2種農地であるため、立地基準上は転用が認められる可能性があります。

しかし、土地利用計画図や資金計画書等の確認ができないため、転用の実現性については判断しかねます。

<議長>

他に御意見、御質問はありますか。

<山川委員>

相談があった法人は、問題が残る土地を借りることはできないということのようです。

合意解約に至れば、借り受け、転用されるのではないかと思います。

また賃借人は、息子の代でも続けていきたいと言っていますが、引き続き耕作できるのか疑問に思いました。

<三橋委員>

事務局としては、法第18条第2項各号に規定する許可基準について、いずれも該当しないと考えているということでしょうか。

<農地管理係副主幹>

はい。

申請内容の審査及び事実確認の内容から、法第18条第2項各号に該当するとは言えないと考えております。

<議長>

申請内の審査及び事実確認の内容から総合的に御判断いただく必要があります。

申請内容、その理由、賃借人事実確認の概要については御理解いただいたと思います。

また、法第18条第2項第2号の転用することが相当か否か、同項第6号のその他の事由に該当するかを判断することになります。

他に何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第42号「農地法第18条第1項の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手なし]

<議長>

挙手なし。

よって、日程 7、議案第42号「農地法第18条第 1 項の規定による許可申請について」は、不許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 8、議案第43号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第43号、「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

申請者は川崎市川崎区藤崎 1 丁目にお住まいの Y さんです。

Y さんは、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱、第 2 条第 2 項第 4 号に規定する、都道府県知事が認定した農業経営士若しくはそれに準じる認定農業者のいる農家等における研修又は 2 年以上の援農で研修をしております。

また、提出されました大学農学部卒業証明書においても、農業経営に必要な基礎知識を修得していること、また、農業生産法人有限会社 Z において農場での稲作、野菜等の栽培研修により農機具等の知識、経験を有していることが認められ、同要綱第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる認定規準の要件を満たしているものです。

耕作地は、この後の議案第44号「農用地利用集積計画の決定」において御審議いただく、関口字根岸 2 筆であり、地目は全て田、合計面積1,078平方メートルです。

通作距離は50キロメートル、自家用車で60分でございますが、現在勤務している相模原市新戸にある会社からは自家用車で15分でございます。

水稻の育成を予定しております。

現在、農業資金の準備や土木技術を学ぶために a 株式会社に勤務しており、1 年目の年間所得目標は10万円、5 年後には300万円と伸ばしていきたいと考えております。

販路といたしましては、JA あつぎの夢未市やグリーンセンターを予定しております。

今後、安定的な農業経営を図られるよう、新規就農者として認定しようとするものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第43号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案 43 号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

最後に、日程 9、議案 44 号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案 44 号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

御審議いただく利用集積計画決定申出件数は、8 件です。

事前に議案を送付しておりますので、個別の申出の説明は省略させていただき、全体の概要のみ御説明いたします。

1 番から 8 番までの合計集積面積は、7,525 平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が、7 件、10 筆、6,320 平方メートルで、賃借権が、1 件、2 筆、1,205 平方メートルとなっております。

地目別では、田が 4 件、6 筆、3,817 平方メートル、畑が 4 件、6 筆、3,708 平方メートルとなっております。

利用目的別では、水稻が 4 件、普通畑が 4 件となっております。

契約期間は、3 年間で 7 件、6 年間で 1 件、新規設定が 6 件、更新設定が 2 件となっております。

6 番及び 7 番の借人は、議案 44 号で認定いただいた新規就農者の Y さんです。

なお、1 番から 8 番について、農用地のすべてについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案 44 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第44号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。

令和3年9月27日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---